**新規に事業所の開設を予定している皆様へ**

**（介護サービス情報公表制度のご案内）**

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課

〇　介護サービス情報公表制度

　　この制度は、利用者自身が介護サービス事業所を適切に選択できるよう情報提供の仕組みとして導入された制度です。

　　介護サービス事業者は、介護サービス情報について、介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事等に報告しなければなりません。（介護保険法第１１５条）。

なお、平成３０年度から大都市特例によりさいたま市内の事業所は、さいたま市長に報告することになりました。

〇今後の手続きの概要（詳細は、ホームページ掲載の案内を参照）

１「基本情報」の調査票の様式を下記ホームページの案内に沿ってダウンロードし、作成してください。

さいたま市情報公表サービスについて

<http://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p059580.html>

２　１で作成したものを指定申請関係書類と一緒に、指定申請関係書類提出先に提出し

てください。

３　後日、さいたま市指定情報公表センターから公表システムのアクセスに必要なＩＤ、パスワードをお知らせします。（事業所指定が認められなかった場合は、廃番となります。）

* 指定の時期によっては、ご提出していただいてからお知らせするまでに数か月程度のお時間を頂く場合があります。お知らせ時期の目安については、ホームページの「さいたま市介護サービス情報の報告に関する計画」をご確認いただくか、さいたま市指定情報公表センターまでお問合せください。

４　以下のホームページアドレスにアクセスし、調査票画面から書面調査で報告したも

のと同様の内容を入力してください。

「埼玉県介護サービス情報報告システム」

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/11/>

５　「介護サービス情報の公表」制度に関するお問い合わせは、さいたま市保健福祉局長

寿応援部介護保険課事業者係又はさいたま市指定情報公表センターへご連絡くださ

い。

さいたま市指定情報公表センター

（委託先：ＮＰＯ法人ケアマネージメントサポートセンター）

・ＴＥＬ：048－612－3150　月～金（祝日除く）9時～17時
　　　　　　・ＦＡＸ：048－840－1921
　　　　　　・e-mail：saitamakouhyou@e-cmc.jp

Ｑ＆Ａ

１　どのような場合に調査が行われるのか

『「介護サービス情報の広報」制度における調査に関する指針』（平成２４年１０月1日施行）により次に該当する事業所となります。

①新規事業所

②報告内容に疑義があり確認、修正に応じない事業所

③報告内容に相当程度疑義のある事業所

④報告内容が事実と異なると利用者等から通報がある事業所

⑤自ら調査の実施を希望する事業所

　　※１　①は書面調査、②～⑤は訪問調査となります。

　　　２　②～④の事業所は、過去１年間に受領した介護報酬（利用者負担を含む）が１００万円を超えている事業所に限ります。

２　公表対象の事業所

　次のとおりです。

　①　新規事業所

　②　過去１年間に受領した介護報酬（利用者負担を含む）が１００万円を超えている事業

所。ただし、情報公表されているデータは、過去に情報公表された中から最新データ

が掲載されます。

３　次年度以降の情報公表の手続き

　　公表の対象となる事業所については、年１回は必ず情報公表を行うこととされており、既存事業所で公表対象となる事業所については、さいたま市指定情報公表センターから報告についての案内があります。

　　案内された内容に従い、期間内に報告を行ってください。

４　手数料について

　さいたま市は、調査手数料及び公表手数料ともに徴収しておりません。

介護サービス情報の公表制度に関するお問い合わせ先

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課事業所係

ＴＥＬ　０４８－８２９－１２６５

ＦＡＸ　０４８－８２９－１９８１